

健康保険料徴収規準

この規準は、一般社団法人横須賀三浦建設協会（以下「協会」という）の神奈川県建設業国民健康保険料（以下「健保料」という）の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

- 1 所属団体の代表（以下「組合長」という）は、健保料納付義務者に対する書類を、その送達を受けるべきものへ送達しなければならない
- 2 組合長は、所属団体で健保料納付期日を設け、健保料を徴収しなければならない
- 3 組合長は、協会から毎月指定のあった期日までに、協会からの調定額に基づいた健保料を協会窓口又は協会指定の口座へ入金しなくてはならない

（附 則）

この規準は、昭和 45 年 7 月 13 日より施行する

この規準は、令和 2 年 11 月 4 日より施行する